

## 通報についての対応細則（案）

**第1条（目的）** 本細則は、一般社団法人不動産クラウドファンディング協会（以下「当協会」という。）が受け付ける苦情、相談、通報等のうち、当協会の会員及び会員以外の事業者（以下「非会員事業者」という。）に関する案件への対応方針を定め、投資家・利用者の保護並びに業界の健全な発展を図ることを目的とします。

### 第2条（基本原則）

1. **会員に対する原則：** 当協会は、会員に対して、定款及び「処分等に関する規則」に基づき、報告の徴求、調査、並びに理事会又は社員総会を通じた適正な処分等（譴責、過怠金の賦課、会員権の停止若しくは制限、除名、注意、業務改善計画の徴求等）を実施し、業界の自浄作用を発揮・促進します。
2. **非会員に対する原則：** 当協会は、非会員事業者に対して、規約上の調査権限、指導権限及び懲戒権限を有しません。当協会は、この権限の限界を踏まえつつ、業界の健全性確保の観点から情報収集等を行うが、過度な介入により事実上の監督機関とならないよう留意します。

**第3条（受付）** 当協会は、会員及び非会員事業者に関する苦情、相談及び通報を受け付けることとします。非会員に関する案件の受け付けに際しては、当協会が非会員事業者に対する直接的な調査・指導権限を有しないことや、関係機関への案内に留まることを明示します。

**第4条（会員に関する案件の対応方針）** 通報等を踏まえて会員に対し、当該事実の速やかな届出又は報告を求めます。必要に応じて、理事会は当該会員に調査を行わせるか、当協会が選任した者をして調査を行うことができることとします。また、会員に対して説明や資料の提出等を求めることができることとします。会員が定款等に違反するおそれがあると認められた場合、協会は「処分等に関する規則」に則り対応します。

**第5条（非会員に関する案件の対応方針）** 非会員に関する通報等は、以下の類型に分類して対応を行います。

1. **法令違反が認められる案件：** 関係行政機関等へ情報提供を行います。当協会では最終的な判断は行わず、通報者へ相談窓口等を案内します。
2. **法令違反等の疑いがある案件（表示・勧誘等に問題がある可能性）：** 個別事業者の示唆・評価は行わず、業界全体への注意喚起やガイドライン整備等への反映を検討します。
3. **紛争・個別トラブル案件：** 当協会は仲裁・調停等を行わず、消費生活センター等の裁判外紛争解決機関（ADR）を案内します。

### 第6条（情報発信及び処分の公表）

1. **会員の場合：** 「処分等に関する規則」に則り対応します。
2. **非会員の場合：** 非会員事業者に関し、個別事業者名を示した問題指摘や不十分な根拠に基づく事実認定、名誉毀損等のおそれのある情報発信は行いません（法令・

行政からの照会対応を除く)。

**第7条（情報の取扱い及び行政等との連携）** 当協会は、収集した情報を目的外利用せず適切に管理し、必要に応じて関係行政機関等との連携を図ります。収集した情報は匿名化した上で、業界分析や政策提言への活用を検討します。

**第8条（会員へのフィードバック）** 当協会は、通報案件から得られた知見を、注意喚起、ガイドライン改訂等の方法により、当協会会員等へ還元することを検討します。

**第9条（例外及び見直し）**

1. 社会的影響が重大であり、投資者保護の観点から特に必要と認められる場合（特に非会員による行為で、一般投資家へ著しい損害を与えるおそれがあると懸念される場合等）には、理事会の承認を経て、以下の例に掲げるような例外的対応を行うことができることとします。
  - (1) 警察等の捜査機関及び金融庁・消費者庁等の関係行政機関への積極的な通報並びに連携強化
  - (2) 行政機関による公表事実等を踏まえた、一般投資家に対する緊急の注意喚起又はステートメント等の公表
  - (3) 弁護士会等の関係機関と連携した、投資家向けの緊急相談窓口等の特設案内
  - (4) その他、被害拡大防止のために理事会が不可欠と判断した措置

本細則は、法令改正や運用状況を踏まえ、適宜見直すものとする。

（令和8年●月●日 施行）